

その他の取引ルール（第三者販売の禁止・商物一致の原則・直荷引きの禁止以外）に対する事業者の意見

業界意見	
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に「仲卸業者の分荷により」と明記した場合は、取引は全て仲卸業者を通さなければならなくなるのか ・ 仲卸業者も切磋琢磨して成長してほしいし、卸売業者もそれに応える
事業者の許可等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件を満たせば誰でも卸売業者になれるのか ・ 1㎡だけ売場を借りて第三者販売をするだけの卸売業者を許可するのか ・ 仲卸業者と卸売業者の立場は対等である。許可で文言を統一してほしい
取引の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ せり物品・せり割合を定めなければ、卸売業者はせりをしない ・ 卸売業者が勝手に決めることができるのか ・ 市長が卸売業者と仲卸業者の意見を聴いて最終的に決めるのが本来だと思う
せり人試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数も問わないのか ・ 何らかの審査はあるのか ・ 1人1市場の登録になるのか ・ 試験に合格するレベルの知識を土台としており、選任の基準がなくなる ・ 秩序維持のため、試験を行って一定レベルを維持する必要がある ・ 今後は市場ごとにルールが異なってくるので、講習会などを実施してほしい
決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回の決済にするなど、これまでと違う方法も検討したい ・ 取引先と個別に特約を結んでも構わないのか ・ 現在の条件は仲卸業者にとって厳しい ・ 目安の設定は慎重に検討してほしい

業界意見

<p>取引条件の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業に取引条件を公表させること自体に無理がある ・各卸売業者が同じやり方で公表するように統一すべき ・公表の項目、レイアウトなど、対外的にわかりやすい共通の形を市から提案すべき ・卸売業者と仲卸業者で協議した内容を公表するのであれば、協議結果は市への届出制とすべき
<p>卸売時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開場日も卸売業者が決めることができるのか ・仲卸業者と話し合って決めたい
<p>決済の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先ごとに決済条件が異なり、すべての決済方法は公表できない
<p>出荷奨励金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷奨励金の率が卸売業者ごとに異なるのは産地との関係で望ましくない。ある程度の方向性が必要 ・各社で決めるのは難しい。産地ごとの大阪市への委託額の合計は示してほしい ・出荷奨励金が産地の立場が強くなる要因。各市場・各卸売業者で合わせざるをえない
<p>早期決済奨励金 (完納奨励金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者と話して決めることになると思う ・仲卸業者は完納奨励金がなければ商売が厳しいと思う ・自由化は賛成。仲卸業者と話し合う ・仲卸業者以外へのリベートの公表も必要か ・交付結果に対して取り締まる予定か ・率は保証の条件に左右される。公表の仕方は慎重に検討してほしい ・取引先に対し、バックマージンは無しと言える市場にしていくべき
<p>委託手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各卸売業者で違いが出てくる可能性がある ・各卸売業者で自由に決めてよいか

業界意見

予定数量の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定数量は必要か。役立っていないなら止めたい ・ 事務に時間がかからないように検討してほしい ・ 市場に入荷する前に市場外で売られた数量が分からなければ価格形成ができない ・ 第三者販売の予定を公表させるべきである ・ 今は入荷量表示装置のある場所まで行かないと予定数量が確認できないので、公表の仕方や表示内容の詳細も検討してほしい
第三者販売の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売先の業種まで必要か ・ 販売先は必要ないのではないか。仲卸業者に開示する前提であれば出せない ・ 事後の報告義務だけでは価格形成機能を維持できないのではないか ・ 報告内容の範囲が現行より広がる場合、システム改修が必要となる ・ 第三者販売の情報は、取引先との関係もあって公表できない
商物分離の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ市場に搬入しているので、物流を特に管理していない ・ 場外の物流を管理しておらず、システム改修が多額になる
直荷引きの報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲卸業者は直荷引きを全て報告できているのか ・ 仲卸業者の直荷引きの量を補足して、開設者として市場取引の全体を把握すべき
事業者間の協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲卸業者と話し合い、協力してやっていきたい ・ 市の考えに賛成である。事業者間で話し合っていきたい ・ 業界で決めたルールが守られる仕組み、担保が必要 ・ 3市場で同じルールにするのではなく、それぞれの市場で話し合っ規則を決めたい ・ 協議で合意できないときに市はどうさばくのか。落としどころがないといけない ・ 卸売業者・仲卸業者の協議で決めた事項に違反しても罰則の適用はないのか